

2 配偶者短期居住権の概要

問 「配偶者短期居住権」の概要を教えてください。

答 配偶者が相続開始の時に無償で居住していた被相続人の所有建物を対象として、遺産の分割によりその建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、引き続き無償でその建物を使用することができる法定の権利（配偶者短期居住権）が民法改正により創設されました。

〔配偶者短期居住権の及ぶ範囲〕

配偶者短期居住権は、配偶者が無償で使用していた部分についてのみ効力が及び、その成立範囲については、居住用部分に限らず、配偶者が無償で使用していた部分全体に及びます（民法1037①）。

〔配偶者短期居住権の存続期間〕

配偶者短期居住権の存続期間は、居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合には、遺産の分割によりその建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間とされていますが、それ以外の場合（配偶者が相続放棄をした場合など）については、居住建物の取得者からの配偶者短期居住権の消滅の申入れの日から6か月を経過する日までの間とされています（民法1037①）。

〔配偶者による使用〕

配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用をしなければなりません。また、居住建物の取得者の承諾を得た場合には、第三者に居住建物の使用をさせることができます（民法1038①②）。

（注） 配偶者居住権とは異なり、「使用」のみをすべきこととされています。

〔居住建物の費用の負担・居住建物が滅失した場合の配偶者短期居住権〕

配偶者居住権と同様です（民法1041）。

〔配偶者短期居住権の法的性質〕

配偶者短期居住権の法的性質は、使用借権類似の法定の債権であると位置付けられています（商事法務「一問一答 新しい相続法—平成30年民法等（相続法）改正、遺言書保管法の解説」法務省民事局民事法制管理官ほか（2019年3月）より）。

【関係法令等】

民法1037～1041